

## デイサービスセンター ふるさと 運営規程

### ( 指定通所介護事業所 )

#### (事業の目的)

##### 第1条

社会福祉法人 夢 が開設する デイサービスセンター ふるさと（以下「センター」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定通所介護の提供に当たるもの（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

##### 第2条

センターの従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

#### (事業所の名称等)

##### 第3条

事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター ふるさと
- 二 所在地 高崎市綿貫町1369

#### (従業者の職種、員数及び職務内容)

##### 第4条

センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）  
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 生活相談員 1名以上  
看護師 日高病院、特別養護老人ホーム（併設施設）と連携  
介護職員 3名以上  
機能訓練指導員 0名  
従業者は、指定通所介護の提供に当たる。
- 三 事務職員（常勤職員、兼務）  
事務職員は、必要な事務を行う。

#### (営業日及び営業時間)

##### 第5条

センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。  
(ただし、延長の場合は8:30～18:30を限度とする)

#### (利用定員)

##### 第6条 利用定員は25名とする。

### (通所介護の内容)

#### 第7条

指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導（家庭介護者教室）
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス
- 九 延長利用（希望者で 8:30～18:30までの間〈10時間未満〉の利用が可能）
- 十 その他利用者に対する便宜の提供

### (利用料等)

#### 第8条

指定通所介護を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その一割または二割の額とする。

##### ①食事の材料の提供（食材料費）

契約者に提供する食事の材料にかかる費用。

料金：一回あたり 600 円

##### ②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担することが適当である物にかかる費用。

#### 紙おむつ等

尿取りパット	50 円	(全額自己負担)
リハビリパンツ	140 円	(全額自己負担)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する。

その場合、事前に変更の内容と変更する理由について契約者に対する説明を行う。

### (通常の事業の実施地域)

#### 第9条

通常の事業の実施地域は、高崎市内および近隣地域（目安として送迎時間片道 15 分以内）とする。

### (サービス利用に当たっての留意事項)

#### 第10条

利用者は、指定通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、担当職員にその旨申し出ること。
- 三 浴室を利用する際には、担当職員にその旨申し出ること。
- 四 食事は事前に必要の有無を施設側に知らせることとする。
- 五 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

### (緊急時における対応方法)

#### 第11条

従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

## (非常災害対策)

### 第12条

- 1 従業者は常に災害防止事項と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年1回避難及び救出その他必要な訓練を行う
- 5 管理者は、感染症や非常災害の発生時において入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 6 管理者は、従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとする。
- 7 管理者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

## (衛生管理及び従業者等の健康管理等)

### 第13条

- 1 事業所は、使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年一回以上の健康診断を受診させる物とする。
- 3 事業所は、入所者の保健衛生上の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に定める事項を実施するものとする。
  - 一 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を概ね3月に1回以上開催するものとする。
  - 二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 三 施設において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
  - 四 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症または、食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」にそった対応を行う。

## (事故発生時の対応)

### 第14条 事業所は、事故発生またはその再発防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告等が記載された事故防止のための指針の整備。
- 二 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 三 施設は、入所者に対する指定サービスの提供に事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の御家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 四 施設は、入所者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発しした場合は、損害賠償を速やかに行うものとする

## (守秘義務、個人情報保護)

### 第15条

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又は連帯保証人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。
- 2 管理者が居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする

(身体の拘束等)

**第16条**

- 1 施設サービスの提供に当たっては、利用者的人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待の防止)

**第17条** 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

**第18条**

- 1 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 夢 とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 12 年 6 月 1 日 から施行する。  
この規程は、平成 13 年 1 月 1 日 から施行する。  
この規程は、平成 15 年 1 月 1 日 から施行する。  
この規定は、平成 15 年 4 月 1 日 から施行する。  
この規定は、平成 15 年 10 月 1 日 から施行する。  
この規定は、平成 16 年 8 月 1 日 から施行する。  
この規程は、平成 19 年 3 月 1 日 から施行する。  
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日 から施行する。  
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日 から施行する。  
この規定は、平成 26 年 4 月 1 日 から施行する。  
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日 から施行する。  
この規定は、平成 27 年 8 月 1 日 から施行する。  
この規定は、平成 28 年 10 月 1 日 から施行する。  
この規定は、平成 30 年 7 月 1 日 から施行する。  
この規定は、令和 元年 10 月 1 日 から施行する。  
この規定は、令和 3 年 2 月 1 日 から施行する。  
この規定は、令和 6 年 1 月 1 日 から施行する。  
この規定は、令和 7 年 5 月 1 日 から施行する。